

津輕藩寛政改革意見書の分析

——毛内宜応「秘書 全」、赤石安右衛門・菊池寛司「覚」、手塚玄通「管見策」——

滝本寿史

はじめに

安永末年から天明五年までの連年の不作・凶作の中で、津輕藩においても、宝暦以降の領主的危機状況は、収奪基盤の壊滅的打撃を背景として一層深刻化していく。特に、天明飢饉は、領主階級が自らを消費者階級として認識せざるをえず、それが故に階級的再生産の道を模索し始めねばならないという藩政の新たな段階の一步として、また生産者階級にとっては、自らの再生産を維持するという、生きるという原点に立った民衆運動の起点として位置付けることができよう。

この点に関して、筆者は「宝暦・天明期津輕藩農村の諸問題」（『弘前大学国史研究』七一号、一九八〇年、以下拙稿Ⅰ）と「寛政改革と藩士土着政策」（長谷川成一編『津輕藩の基礎的研究』、国書刊行会、一九八四年、以下拙稿Ⅱ）において、藩政の課題を明示し、領主的対応としての藩士土着政策（在宅制）を検討してきた。本稿はこれら二稿の問題を追う中で、中後期津輕藩政のかかえた諸課題が、領主階級にどのよ

うに受けとめられ、どのような施策が目指されていたのかをより明確にするために、三種類の意見書を分析したものである。それぞれの藩政に占める位置付けは各章で述べるが、津輕藩寛政改革中最大の政策である藩士土着策にいずれも関わりのある意見書である以上、内容分析の意義は土着策の意図を検討する上でも、また実態をさぐる上でも有効と考える。加えて、意見書の存在自体は既に『弘前市史』をはじめとして多く指摘されているが、具体的内容分析がなされていない点も、本稿執筆の目的とする所である。

尚、藩主信明の個人的素養として、「安永四年十月二十二日、江戸表に於て徂徠先生之門人宇佐美恵助（松平出羽守様御儒者なり）御招待、（信明幼名）筆者註以下同松五郎様御字問初被遊、同人孝経を講ず」という史料がある。⁽¹⁾藩士土着政策との関連で、藩主が徂徠学に接していたという事実は思想的背景として看過できない点であるが、本稿では後日の課題とせざるをえない。また、浅倉有子氏が本稿で分析対象とする赤石安右衛門らの「覚」を引用して、松前警備・領内海岸の防衛との関係から、家中奉公人不足の問題を導き出している。⁽²⁾この分析視角は寛政以降の津輕藩政を左右する松

前警備をさぐる上で重要な指摘と考えるが、この点に引きつけた形での内容分析は筆者の準備不足もあり、思想的背景とともに本稿では後日の課題としたい。

尚、本稿で引用する史料はすべて市立弘前図書館の所蔵文書であることを、あらかじめ断っておく。

一、改革意見書提出の背景

(用人、牧野左次郎)

寛政三年正月、左次郎、信明公へすゝめ奉りて、菊池寛司、赤石安

右衛門を郡奉行勘定奉行兼役に抜擢し、是より善政興ると云ふ、⁽³⁾

是時節より御政法別段ニ相成、世人ノ唱ニ御仕向ト云、⁽⁴⁾

右の史料によれば、当時「御仕向」と言われた寛政改革は寛政三年から始まったことになる。しかし、この寛政改革の直面した諸課題が拙稿Ⅰ・Ⅱで述べたものである以上、実効はともかくその原型は既に天明飢饉直後の領主的対応の中に求められるべきである。つまり極言すれば藩の政策遂行力と計画性の違いが単に「御仕向」と呼ばせにすぎない。藩政の見通しが或る程度できる状況に回復する期間がこの差を導いたと考えられる。

この場合、天明四年一月飢饉最中襲封した八代信明が寛政三年六月に没し、同年八月に九代寧親が襲封したという时期的な一致が微妙に影響していることも見逃がせない。しかし、従来指摘されてきた寛政改革の内容一備荒貯蓄・藩士土着・藩校設立一も、拙稿Ⅱで述べたように、寛政三年に画期を求めることはできない。また寛政七人衆と呼ばれた改革

ブレインの登用は信明期にその大半を見ていたのであり、寧親を中興の英主とした歴史的作為とすることができる。従って「御政法別段相成」とは領主的対応の連続性の中での一段階とすることができるわけである。この意味において、寧親襲封時の「書付」は信明との連続性を示すものとして注目される。

御先代様御事、年来御政務に被為盡御心、御学問并御武芸其外御殿方に至るまで精々被仰付置候事之由、右思召之通某ニ於ても急度相守候所存に候、一統右之心得にて諸事嚴重に取扱第一之事ニ候間、⁽⁵⁾ 吳々御遺命何れも急度相守行届候様致度願無他事候、

従って寛政改革は天明期の領主的対応Ⅱ一時的対応の中で醸成されつつ、寛政期に入った段階で政策的行為として結果されたものであると捉えていきたい。その意味では天明飢饉が後期藩政の原点と言える。

さて、右の立場を踏まえつつ本稿でとりあげる改革意見書の出される背景を見ていきたい。八代信明は、天明四年一月晦日の襲封直後から「自筆書付」を多発してそのリーダーシップを確立しているが、その基本は、階級的威信の保持と階級内結束の強調であった。これは天明飢饉状況における家臣団内部での動揺を受けたものと考えられる。

他散之者老人も有之義ハかつて不聞、当時之他散夥敷事ハ人情之輕薄ガカ、又苛政之する所カ、心有輩義論区々也、⁽⁶⁾

具体的な政策攻撃ではないが、当時の農民支配自体に疑問が持たれている。また、廻米策に及んでは極めてその本質をついた家臣団内部の対立を示している。

当一ヶ年之凶作ニ而当中加程ニ及餓死事全御郡内米穀不足空虚成

ル故ト相聞得候、御家中之内ニも甚憤怒之者有之、全森岡主膳、山
田彦兵衛、大谷津七郎御政事ヲ執如斯形ニ至ル事以之外也ト、⁽⁷⁾
(江戸用人)

この動きは家老同志の対立にまで発展し、家老津軽多膳の出府問題を引
き越こしている。⁽⁸⁾またこれらが、窮乏した藩士の不満に支えられていた
ことは言うまでもない。

このような中で入部直後の天明四年八月、信明は自筆書付の中で積極
的に君臣の道を説いている。

一、某君たる事の難きを知て昼夜令煩勞候、潜心胸焦して君道を不
失様に心懸候、其方共にも能々臣たる事の難きを存じ少しも臣道
を不失様に可心懸候、君臣の道を不失時ハ先君の令名をも不汚様
に可相成候間、此事專一に君臣共心掛可申候、

一、……仮令君々たらざる事ありとも、臣に臣たらざるの理あらん
や、忠信の臣に決して無之処と能々可令勘弁候……⁽⁹⁾

この君臣の道の強調は、次にその練磨、すなわち武芸と学問の重要性の
強調へと展開している。翌五年三月の発駕に際し、自筆書付を以て次の
ように訓諭している。

一、……万一如何様成不作等有之及飢渴候程之大変有之候共、武士
道堅固ニ相守り国之恥辱ニ及候事有之間敷心懸可為專一候、万々
一少も武士道ニ相背候筋も有之候而ハ、天災者相逃候共某力敵刑
者全逃申間敷候……、

一、惣而家中学文之致方不宜趣有之候、聖賢之書を読能人倫五常之
道を知銘々其身ニ而致候事肝要ニ候、唯詩文而已相拘り妄言活口
を事と致無益之学文ニ候、真実身之為ニ致候学文第一ニ候、其外

武芸等不懈出情可致候、師範之者も同意相心得家中取立可申候、⁽¹⁰⁾
この傾向は後に寛政八年、藩校として結実することになるが、その基礎
は信明期において確立している。すなわちその定期性と場所の一定化で
ある。⁽¹¹⁾これは、これまでの不定期的、非計画的城中講釈から一段階進ん
だものとして捉えられる。

つまり、飢饉時の諸状況に対応して、階級支配貫徹の為に、階級的結
集を企図したわけである。そしてここに君臣関係を前提として一致団結
した政策遂行がはかられるべきだとする論理が生ずる。すなわち人材の
登用や意見書の奨励である。

一、老人之了簡ニ而者知恵限有、老人ニ而者手之不及間違候事も有
之ものニ而候間、一統心を合せ諸役人之意能々不塞様相用可申事、

一、役人初諸士迄も一統心ヲ合為尔相成候義一同ニ心懸出情相動可
申候、右ニ付仮令無益成事有之候而も不苦候間直尔申聞候、役筋
之外江戸国元之家中共目見已下之者迄も一統存寄次第言上書差出
候様可致候、若間違之筋有之候而も一向不苦候間、何事ニよらず
心付候義者無遠慮差出可申候、惣而下ノ情上へ不通候而者国家之
治り難事古今歴然之處ニ候、⁽¹²⁾

この結果「受言函」を江戸藩邸および弘前城門に置いたとされている。⁽¹³⁾
以上極めて散漫な論証となったが、以下述べる三つの意見書はこのよ
うな階級結束の動向の中で提出されたものであることを確認しておきた
い。それだけにまた藩政上重要な意見書としてその意義を有している。

二 「秘書 全」⁽¹⁴⁾―毛内宜応

(一) 本書の位置付け

毛内宜応についてはその「由緒書」に、⁽¹⁵⁾

^(七代)

毛内宜応名茂肅有右衛門茂巧の嫡男也、信寧公御代、宝暦八年七月

廿日茂巧家督三百石、其後足輕頭被仰付、天明二年四月朔日病身之

旨申立御役御免穩居、

とあり、経歴そのものについては特に取りあげる所はないが、父が有右衛門である点に注意しておきたい。宝暦三年から津輕藩では乳井貢を中心とした所謂「宝暦改革」が断行されている。この時乳井とともに執政に参与したのがこの有右衛門であるが、宝暦六年、改革の第二段階後半において、元司職乳井との政策的対立によって一二月辞表を提出し御役御免となっている。⁽¹⁷⁾つまりこの父子関係から両者をすぐに思想的に同一視することはできないが、以下見るように、土着策が復古的側面を持つことから、宝暦改革の挫折の中に土着策の展開が見られると思われるのである。しかし宝暦改革との政策的関連については筆者にその準備がないために本稿では触れえない。

尚、宜応自身の素養としては、本書中に度々徂徠の「政談」が理論的背景として引用されており、徂徠字に傾倒していることが知られる。

本書は、その冒頭に「当春御自筆御書付御家中大小之諸士存寄御尋被仰付、猶又此度御入国ニ付愚意之趣左之通奉申上候」とあることから、先述した天明四年三月の、信明の意図に基づいた「存寄書」であること

がわかるが、本書の重要性は次の史料によって知られる。

天明四年信明公御入部の後、九月三日毛内宜応藩士在宅、土着之存念書差上候処、同四日条目のみにてハ不相分候間委細に申出候様被仰付、依て同月晦日一冊にして奉差上候處、十月十一日公御逢之上前件之得失難易等具に言上、深更迄御熟談被遊重き御意を奉蒙候、⁽¹⁸⁾この意見は、同年一二月二八日、藩士土着を志向する最初の法令として⁽¹⁹⁾結実するに至っている。従って本書考察の意義は土着策の政策的意図を検討するに当って大きく、また藩政上重要な位置を占めると考えられる。

(二) 本書の構成

本書は、九月三日付一通(A)、九月一八日付一通(B)、九月二七日付一通(C)、九月晦日付三通(D)(E)(F)の六通の「覚」によって構成されている。⁽²⁰⁾

(A)では、藩政の本来あるべき姿について六ヶ条にわたって述べた後、「近來之御法令共多分者今日切之御儀を以被仰出」ていることを批判し、「御永久之御政被差立度」として一五ヶ条の「心付候趣」を述べている。⁽²¹⁾しかしこれが「条目斗奉申上」ったために、翌四日、前掲史料に見えるように藩から「委細に申出候様被仰付」れることになる。

(B)はこれに対する返答書であり、「先日奉差上候存念之趣巨細之業者相頭れ不申外尔も教条愚意之存寄茂御座候上御場合臥候而御不益之御儀共茂御座候、猶筆紙に難及御儀茂御座候」として、逆に「乍恐御逢之上ニ而御直ニ奉申上度」と申出ている。(C)もまた同様の主旨であり、(B)に対する藩からの返答書を催促している。つまり、(A)において条目のみに

とどめたのは、宜応の存寄が「御場合延々爾相成候而者甚御不益之御儀」(C)であったために、直接謁見して申上げることによって迅速な対応を迫ろうとしたものとする事ができる。その結果、同月二十九日、「可成たけ者ケ条尔相記し奉差上、其上与得御熟覽之上ニ而追而御逢可被成下置旨」(D)の通知が入り、(D)(E)(F)の三通を提出することになった。

(E)(F)は(D)の別紙である。(D)(E)は(F)の前書きの内容にあたり、(A)から(E)で述べてきたことが「必竟之処者人材を奉進メ候与土着与之二義ニ相帰申候」(E)として、これらを(F)において展開している。従って以下、本書の三分の二の量を占める(F)を検討することにより、宜応の見解を見てきたい。

(三) 藩士土着の形態

まず、土着による得失を見る前に、宜応がどのような藩士の存在形態を考えていたのかを明らかにしたい。

土着之儀者此度新タル御建立之御法ニ茂無御座候、往古江御引戻し之筋尔御座候、

右によれば、「往古」の姿への復古ということになるが、具体的にその「往古」とは、「瑞祥院様御代より妙心院様御初年迄」(永禄一〇年)明暦二年)、つまり「御家中并小給之者迄在所御引上、御城下江荅候」以前に城下集住以前のことを指している。そしてこの頃の状況を次のように捉えている。

森岡金吾……抔其外大身数多己レ可在所ニ砦或ハ屋敷を構在所が勤

務仕候、小身之族ハ大方田屋所が通ひ勤仕候、……其頃小知行与申候而百姓共三十石以上之開発地ニ御座候得者御印被下置、小知行役与申候而唯今之御留守居支配足輕等之勤廉江御入置在所が通勤仕候、つまり、藩士は在所に住居し、そこから通勤することによって藩政に参与していたことである。また、百姓を小知行役として取り立てていたということは、在住居が開発と切り離せないものであったことを窺わせる。

ところが「妙心院様御入部之筋」、諸士の状態が「不骨之風俗数多ニ而立廻り等之不宜」る状況に接して、一(つづ)等分行儀作法を御教習可被遊思召ニ而、御城築ニ御事奇せ数年来地方御蔵入被仰付」れることとなった。従ってこれは給地の直轄化をめざしたものでなかつたために、当然のこととして「其後(正徳二年)⁽²²⁾地方御返被下置」ることとなった。ところが、この時「勘定之元メ役武田源左衛門」によって為された地方割直しに問題があり、これが現在まで桎梏となっているとしている。

右割直之知行所之儀者方々ニ分散仕、百石之場所ニ而村数三四十ヶ村、百姓作人七八十人之場所勝ニ而何連を田屋所与可仕方茂無御座、自ラ御城下住居ニ成来候、……然れ共古来之田屋所相残り近年迄在所が通ひ勤仕候族間々有之候、扱又右割直被仰付候ニ付銘々田屋所茂相潰候間、又々在宅ニ御引戻しも難被遊、

つまり、分散知行の結果が必然的に城下住居をもたらししているのであり、従ってそこに後述する所であるが「風俗花美」や諸士の困窮が生ずるのだとしている。そこで宜応は次のように提言する。卯年飢饉後廢田は非常に多く、また所々に存在しているのであるから、一方では極めて

容易に地方割直しを断行することができる。従つてこの期を逃すことなく「地方割直し被仰付、一ヶ所江引堅メ被下置」るべきである。そしてそこに田屋所を置き、家来・妻子を召し連れて手作りせよとしている。

この場合、百姓負担、廃田の多少、および土地の生産性を考慮したと考えられるが、「地方割直之儀者、平賀六庄鼻和三庄其外浜通り大場馬継所相除き候而、田舎庄ニ而田地一ヶ所江引堅メ割出し可被仰付候、但し御神領寺社領者唯今迄之通ニ御引居ニ可被差置候」として、給地として配分すべき土地を限定していることは注目される。⁽²³⁾

次に「勤仕」の問題であるが、「勤仕之儀者同役申合如何躰ニも御間を合せ候様ニ御役人御近習廻り日参之族者妻子田屋所江遣候儀御免被仰付」ればよいとしている。従つて土着とは言つても藩政遂行に支障のない限りの土着であり、また「同役申合」とあることから、土着するか否かは全く藩士の意向に任せられるべきだと解釈することができる。この意味では、本書を通して「手作致度者」の申出を基本としていることと密接に関連しているのであり、ひいては土着対象者がその再生産の如何によつては下級家臣に限られてくるという性格を持っている。つまり、ここに階級内部での位階制的利害が絡んでくることになる。拙稿Ⅱで指摘したように、寛政二年の土着令以来、度々の土着令にも拘らず城下を離れる者が極めて少ない状況であつたのは、右の点を考慮に入れる必要がある。

さて、以上の様な土着制における藩士の存在形態は、藩領全体として捉えた場合次のような区割を可能にするとしている。

鈴録等ニも相見得申候通一体之国数四ツ尔割、一ツ者公務之入高、

一ツ者家中給仕、一ツ者国中之飯料、一ツ者年々之損毛与相定メ、有余之分ハ貯ニ仕置凶年之備ニ仕候、

つまり、藩士再生産を藩財政に公務から切り離し、かつそれによつて藩財政再生の道を切り開きうるのが、以上述べてきた形態による土着制だとしてるのである。

四 藩士土着の得失

本書は二ヶ条におよんで土着の「徳」を、更に二項目にわたつて土着の「難」を説いている。現実の難しきを凌ぎ、「御永久之御政道」を成就すべきとする所から、当然ながら「徳」の方に重点が置かれている。この意味では、すべて土着制を行つたならばという土着断行後の当然あつてしかるべき状況を示しているにすぎない。しかも、土着し、手作りを行えば必ず知行高以上の出穀を見ることができるといふ論理を前提としている。つまり、何故土着させなければいけないのかという点、土着した結果次のような理想的状況が現出されるのだという方法論で説かれてるのである。

さて「徳」の二ヶ条は、天明四年段階の状況を克服しうる土着の徳について述べた部分と、土着令後、或いはそれと同時に出されるべき法令、または土着令後実行しやうい諸法令に関する部分に大別される。後者は土着の「徳」を強調してはいるが、最終的には人材登用に帰着する内容である。

まず、前者の「徳」は、飢饉後の状況を克服しうるといふ点で、二点に集約することができる。一つは農村状況であり、一つは藩士財政の窮

乏である。そしてこれらが克服されることによって、藩財政そのものも好転し理想的状況が開けるとする。

農村状況は次の四点に集約される。①廃田の増大、②三民の本業遊離傾向、③治安の悪化、④耕作の無計画性、の四点である。

①は、^(天明三、四年)一去当年之内御郡中之餓死凡十二三万人茂可有之、又ハ疫疾ニ而病死之者茂二三万ニ及可申候、……別而在々之死亡夥數、夫ニ順シ牛馬之散失死亡茂又不少」る状況を背景として、仕付高の問題としてあらわれてくる。すなわち「来年植付之力無御座候得ハ又候廢田重可申候、当年御田地半分ニ余り候廢田又々明年ニ至り廢田重可申」状況を生むことになるからである。従ってここに耕作力の補充源として、藩士およびその家来、妻子を捉えることで、廢田開發を行いうる土着が有効とされている。

此節諸士在々江引越シ妻子家来をも召連行田地取立仕候ハ、先明々年之所ニ而忒万人余之人数倍ニ相成可申、是等ニ而御田地三四万石開ケ可申、御藏地共ニ五六万石者仕付可申候、ケ様之御手配り被遊候ハ、六七年之内ニ者大跡廢田仕立左程苦勞ニ茂不相成、御物入茂過分ニ無御座田地仕付方御成就可仕与奉存候、

宜応は右のような見積もりをしているのだが、この場合「妻子」をも農事労働力として設定した点を考える必要があると思う。すなわち「妻子」の日常は「畑へ出土をうねり鋤を取り或ハ稲をこなし杯仕候上、平生ハ庭之上ニ住居」する毎日であり、しかも「隣之妻子与出会ニも互ニ平生農作之場所ニ而見合見知られ候儀ニ」て、何ら周囲との隔差を設定しえない状態を意味している。従って藩士一般の妻子としては考え難い。本

書中位階制を示す所は一ヶ所もないが、土着効果については藩士全員土着によって生じる効果を述べ、土着対象者については中下級家臣を念頭に置いていたのではないかと考えられる。

②は、「三民其職ニ復」すためにも土着が必要だという点である。これは離農化傾向^(ママ)農業人口の減少という点において①と深い関連をもつが、特に農商分離という点で強調されている。

近年在々困究百姓弱り候ニ付商家ノ金銀を借り、返済滞候ニ付無抛田地を町家江相渡し、或者引当に田地を取られ候ニ付、商人田地を持、手作或者^(ママ)乍人を付置立廻し取候事ニ相成り、当時商家へ取られ候之田地不少百姓共及困究村々衰微仕候茂是等之御儀ニ御座候、元来商家之情者永々之事ニ者相渡らす今日ノ之利潤を貪候風儀ニ御座候得者、田畑之出穀斗ニ心御座候而手入方者農人共之律儀なるを者大ニ勞可申候、此風儀ニ而農商打混し^(ママ)百性共茂自ラ町人心ニ罷成り、今日之利潤ニ走り田地之手入甚悪敷御座候ニ付、年々之上り穀不足仕身上肥立廉候も理リニ御座候、

農村疲弊は単に商人の農村介入によるものばかりではないが、農民困窮を前提として農商接近の状況が述べられている所に特性がある。手間稼ぎをせざるを得ない状況を、農業に専心させるということにすりかえたのである。つまり諸士が土着することによって「農業之世話仕候節ハ、一凶ニ鋤取耕する之外他念無御座金銀を貪る心生する事なく、田畑を専ら太切ニ可仕」き状態が生まれると見込んだといえる。この意味では、土着藩士は監督的立場に置かれたことになる。

以上の点は、後に戸籍調査や営業規定等によって三民の計画的配分の

方向に向かい、非人や乞食も不足がちな飯子や奉公人として再編成されることになる。すなわち、土着とはいっても基本はあくまでも三民による生産拡大なのであり、諸土や家来、妻子は農村状況との関連で見た時は補完的役割しか持ちえない。

③は、治安維持における土着の「徳」である。宜応は「盜賊火付博奕之者」が領内、村内に入り込むことを念頭においてこの点を述べている。

何故、飢饉時に一気に爆発した打ちこわしや訴願闘争が念頭におかれなかったかは疑問に残る所であるが、「衣食ニ事を欠候得へ礼義を嗜む心も薄く、礼義無御座候得者悪事をも生し候儀必然之理ニ御座候」という認識を持っていたことから、土着によって廃田も成り立つとすれば、右の論理によって打ちこわし等は起こらないと考えたためであろうか。いずれにせよ、「武家在々ニ充満」することによって「悪徒寄付事不叶」る状態となり、これまで「諸目付代官手代茂手之届不申」る所までも行き届くことになるとしている。土着によって藩士を警察機構の中に組み込めるとしたのである。

④は、「山川ニ理」のあることを農民に教え、以て「年々豊作ニ可罷成」きたためには土着が必要であるという点である。山川の理とは、山や川の本来あるべき姿のことを意味している。それが農民の計画性のない耕作等によって農事に支障をきたす程の状況となっているのを是正すべきであるとし、そこに土着藩士が介在しうるとしている。この点に集約される諸ヶ条は、宜応の愚民観の現われ以外の何者でもないが、これによれば農民は次のような一年を過ごしているために、②で述べた様な商家に田畑を取られる状況を引き起こしているのだとしている。

惣而土民者今日之事ニ拘り往事之儀を者不思付、刈納れ者食ヒ米穀を売拂候而酒肴衣類等ニ仕、春迄之飯料之貯も不仕、田打植付ハ夫喰を借り夫茂届次第二分限不相応ニ借候故、秋先御収納并諸返済方ハ迫も相済し候得者、日用統方之飯料さへ無之躰故直ニ借り申候、此後レ年を重子田畑を離レ候類不少御事ニ御座候、

つまり、百姓潰れの原因を百姓自身に求めていくという論理であるが、右の結果「百姓少く当作を預り作人高無勝」となり「一村之衰微」を導くことになる。ここに山川の理をわきまえない行為が展開されるとするのである。

新等者手近之山々伐尽し、手遠之山々伐取候ニ付、人馬之勞れ農事之障ニ茂相成申候、然共村々預之明山手入仕樹木植付等も心茂不付、結局明山江少敷松柏等生立候得者、野火を入焼枯し森場之近きを喜び風儀ニ御座候、作毛者植付候而秋先手取候物尔斗心得、水之源を探不申候ニ付、水年ニ者溢れ旱年ニ者枯れ申候而、常ニ豊作を取事不叶、大川筋茂堰堤埃上ケ不手入ニ付水通し不申、洪水之度々田畑へ水溢れ封疆切れ堤破れ大造之御修理ニ相成申候、

結局の所、右のような繰り返しが藩財政を破綻させることになり、何らかの形で教導が必要となることが述べられている。ここに、百姓の生活指導をも含み込んだ長期的農業指導のためには、「山川之理ニ心得」のある藩士が土着という形態をとることによって常時差配することが必要とされるわけである。従ってこの意味では、土着は生産性の安定化をめざしている。

次に、藩士財政窮乏の克服という点から土着の「徳」の内容を追うこ

とにする。この場合次の三点に集約される。①出費の削減、②藩財政の好転、③武備の充実、である。これらはいずれも「御家中困窮之御救方之御手段茂無之」という、いわば最後の手段が土着制であるとして展開されている。

①は、藩士財政窮乏の最大の要因である、奢侈による不要な出費がなくなるという点である。この傾向は城下居住のために生ずるものであり、その結果、「分限之商家之風体を見習ひ彼等ニ不負与風流を尽し分限茂不存奢りを極め佳看珍味ニ財を散し候、又御家中妻子者御広敷之衣類流行を見習ひ聞伝へ、大身之妻子之威を学ひ申候故物入莫大ニ罷成段々困窮尔及」んでいる。従つて土着によつて「在所江引籠」り、日々耕作に従事すれば「万事素朴」になるとしている。つまり藩士にとつては「万事ニ費少く五穀手入宜敷御座候得者早溢風霜之憂薄く、材木土産をも銘々ニ仕立候得者万支不自由之筋無御座」くなり、その結果藩財政においても「物入も過半ニ相減、金銀他国江洩出る事無御座、御都中ニ孕居候而自ラ御郡中豊饒ニ罷成」る良策が土着制だとしているのである。

②は、藩士窮乏が借上や知行蔵入によるものであると同時に、藩もまたその返済のために財政難となるという悪循環が土着制によつて断ち切れるという点である。つまり土着によつて給人アウタルキーが確立するために、藩財政構造から藩士財政を分断することができ、ここに藩財政も円滑化されるという論理である。これは次のように藩財政事情が捉えられている所からきている。

町在御用立金も其節之御返済相立不申候之上者、又々御備入之御手

段も難被遊、在々過役も此極究之処江者難被仰付、上方筋御才覚も程々御座候御儀、是以御返済無御座候而者後々之御差詰りニ可相成、左候得者連々ニ御勝手方相弱り御郡中之困窮弥増一統之差詰ニ相成可申、

つまり、八方塞がりの逼迫した借金財政の中で再び借金を重ねていくことの危険性が述べられている。続いて、このためには領主階級自らが生産手段を持ちうる土着形態に復することが必要とされると展開するのである。しかもこのことは階級支配において極めて有益であると説いている。つまり、土着し耕作に従事することで、「下之情に通し、三民之艱難を知、地理に委敷、農之時を存能有候ニ付、民ニ苦しミを不懸常ニ農事に心懸」けさせる役人を輩出できる策だとしているのである。

③は、これまでと同様に土着が必ず藩士財政を好転させることを前提として述べたものであるが、武備を充実させることができるという点である。これは当時藩士財政困窮のために「御家中軍役之諸武器者所持不仕、可召連人数無御座」く、また「役馬ハ三百石以上ノ繫候御定」にも拘ず「千石八百石之大士之繫き候事難叶」い状態であり、「若今ニにも変事有之」る場合は対応できないという状況認識から導かれたと考えられる。しかしこの意見書の段階では、その現実性よりも領主階級固有の存在意義を根拠としたところの土着正当論を目指したものであったと思われる。これに現実性が付加されるのは、蝦夷地警固の展開する寛政以降である。そこで、何故土着が武備充実に「徳」策であるかだが、相変わらず財政好転を前提として展開している。やや長文であるが、まとめの意味で引用する。

諸士を土着ニ被仰付候得共、其身銘々之領地江引込手作仕候ニ付、其領地之百姓者不殘普代之家来ニ御座候、其上次男三男ニも少々ツヽ田地を与へ手作致させ妻子も持せ置候得共、百石之領地ニ而普代恩顧之家来八九人ツヽ者召抱置可申、本_レ在所ニ住居花美奢侈之費なく出合出會之物入もなく勿論手作之事ニ候得者、知行之上り百石ニ而二百四五拾石位之出穀ニ可有御座手作ニ仕候得者馬無之候而者不叶候間、百石ニ而馬四五疋茂繫キ不申候而者手廻シ成兼、其馬ハ直ニ乗馬ニ相成候ニ付三十石之録_(ママ)ニ而不殘馬持候上、普代之家来三人ツヽ者召抱置可申候、惣而三十石者唯今之百石_レ者万事手上ニ幕方可仕候、豊饒にして外之費無御座候ニ付、御軍役之武器者令命_(ママ)を不持して用意可仕、

さて、以上より宜応の言う土着の「徳」についてまとめらば次のようになる。土着はその形態から、生産力の向上と出費の抑制を企図したものであり、従って藩財政および藩士財政を豊かにするものである。しかもこれによって土着した藩士は、三民の監督を行い、警察機能を果たし、生活指導を含んだ長期的農業指導も行いうる。またその財政が豊かであるということは、必然的に藩財政の負担を軽減し、基本的な軍役をも負担しうる状況を作り出すことができる。この場合、領主階級内部での位階制的区別はないものの、全体としては小給家臣を基本としたものである。

次に土着との関連法令、および関連事項について述べていきたい。藩政全体の中での土着の位置付けがどのようなものであったかを知るのに重要である。次の五点にまとめられる。

- ① 「手寄之村」および「御城下江も学校御取立被差置」たきこと。
- ② 「戸籍」、「路引」の制を立てられたきこと。
- ③ 「諸色諸物」の相場を立て、「諸色五穀を以融通」されたきこと。
- ④ 定免制をしかれたきこと。
- ⑤ 諸役職、特に四奉行、代官、湊目付等は「器量」の者に任せ、彼らが「存念一盃」にその「器量」を發揮できる機構にされたきこと。

①は、土着により「質朴相成武気茂自然与強ク罷成」るものの、「御城下江度々罷出不申候に付導場江も出精不相成、講度江も参会仕兼」ることへの対応である。城中講積の段階から学校形態を導く一契機を土着に求めたのは注目すべきである。同時に「手寄之村江文武之学校一ヶ所御手軽く御取立被遊度」として城下以外の地に学校を設置することは、通学は勿論のことであるが、先にあげた「徳」を、象徴的に、かつ実質的に農村に及ぼそうとしたものとしても注目される。

②は、城下を中心とした人別調査、城下整理がその目的となっている。内容は、「御城下を広る事」をせず、新規商売を禁じ、取締りを厳重にすることによって城下を小規模にすることである。この場合「乞食非人茂在々江片付農事之雇等ニ入」れることによって、「御城下ニ而見苦數者徘徊不仕端々之小町無御座候、……戸数定り町々蒼ミ候ハ、商売方繁昌仕富人数多出金米錢之融通_レ迫宜敷相成」る状況が生ずるとしている。すなわち、土着によって弛緩するであろう城下を、小規模にすることによって治安と商売の存続を図り、一方で遊民を農業人口に加えることを目指したものである。

③は、「御郡中之産ハ第一米穀ニ御座候上、端国ニ而他国之往来無御座金銀廻り方不通用ニ而一体金銭不足」であるため、「諸色難調候ニ付下々之難儀ニ相成」っている状況への対応として出すべきとされたものである。相場立てはその前提である。

御国中江入候金銀他国江出し不申候被遊方者、…五穀之融通ニ而御郡中金銀を遣ひ不申、右米穀を者御買上之上、浜手地拂成共御廻船ニ而御登せ成共被遊候得者、右之代金御蔵江相納り申候、

領内における右の施策は藩の積極的介入を前提とするものであり、従って領内産物の売り出しについても「他金銀を入候」ためには藩による介入が必然化されてくる。つまり、領外から移入するものは藩が五穀を以て買い上げた上で領内に融通し、領内産物を移出する場合は、一旦藩が買い上げた上で、地拂いなり廻船なりを行うことによって、領内金銀を豊かにしようとした施策である。これは藩による流通統制であり、藩専売を志向していると言える。従って②から導かれる商家戸数の限定もこれと無関係ではなく、藩の商人化による出店の計画的設定として考えることができるわけである。

④は、土着によって田畑手入もよくなり生産性が安定すること、検見の際の費用が莫大であること、および「御先代様御治世四十余年之内兩度斗茂御座候哉」という状況においては、まず「十ヶ一ツ、常免ニ被申付、諸民ニ信を御示し民情正理ニ帰し」た上で実行すべきだとしている。土着によって生産性が高まることを前提として、藩財政では検見による出費を防ぎ、農民はそれによって剰余部分の貯蓄を獲得できるとしているのである。

⑤は、一般に人材の登用を意味するが、宜応の主な論点は次の点にある。

四奉行を初浦々町奉行其外之御役方共ニ御役を蒙相勤候得共、諸事共ニ御用處江相伺御家老御用人之差図を相待候而自分之器量を不出候ニ付、善悪共に御用處任ニ御座候間、御為之儀存付候而も自分ニ而取扱候儀難相成、御用處ニ被仰付候上者何程御不為之儀ニ而も夫なりに仕候ニ付、踏込御奉公難相勤釣合ニ成来り申候、

(中略)

奉行支配人ニ御任置被成候ハ、御締合茂可宜候得共、御役癖之様ニ罷成万事御差図有之候に付、其者之器量を御用無之故、一統勤方之はまり無御座、是等御法も破壊御郡中之衰微与罷成候御儀ニ御座候、依之諸役廉一役切ニ存念一盃ニ取扱被仰付度御儀与奉存候、尤一役切ニ取扱被仰付候得者其任を蒙り候者器量無御座候而者相勤兼可申候ニ付、諸士之器量を御撰之上一廉切之任職ニ被仰付度御事ニ奉存候、

つまり、現場の状況に対応できず、また才量を發揮できない指揮系統を、一役切に権限を持たせることによって是正すべきである。そしてそのためには人材の選択が肝要であり、それによっておのずと「器量を研」くことも必要とされるとする論理である。そこで重要とされる役職であるが、土着の側面から、勘定・郡・町奉行、代官があげられ、町人への役金の側面(＝「浦々繁昌」の側面)から浦々の町奉行・湊目付が重視されている。特に代官は「重役ニ被仰付、郡奉行之支配を離相役同前」の扱いとして人数も減らし、その下に「唯今、迫之代官位之格を以て一組四人斗

ツ」設定すべきだとしている。これは、土着藩士が在方においては代官の統制に入ることを用意していると考えられ、土着による藩政機構改変の必要性を意図している。この「一組四人」がどのような者を想定しているのかはわからないが、大庄屋の存在を持ってきてても歴史的経過からすればおかしくない。天明七、八年にかけての代官制の改変、大庄屋設定への影響をこの意見書に見ることも可能なわけである。

さて、以上の内容から土着の藩政における位置を見る時、これら五点がいずれもこの期の状況を反映した不可分の政策として主張されているところから、宜応は土着策が藩の抱えた諸課題解決のための最も効果的なものとして考えていたとすることができる。

三 「覚」⁽²⁶⁾―赤石安右衛門・菊池寛司

(一) 本書の位置付け

本書は、御目見以上支配菊池寛司、作事奉行赤石安右衛門の兩人から、用人牧野左次郎に提出された意見書である。現存するものはすべて写であり、提出時も「八月」としか記されていないが、背景は次のようなものであった。

近年御勝手御難渋与申内、卯年以後別而御難渋之処、昨今年ニ至リ上下一統極難之躰ニ相成、如此ニ而今式三年茂差置候ハ、決而乱邦ニ及可申、其節ニ至候而ハ如何様ニ被思召候而も御取返し被遊間敷候、……誠ニ御家中忤者極々之凶年之姿ニ御座候、世上ハ凶歳ニ茂無御座候而、御家中ニ斗饑寒之色実ニ御座候、

右の史料の示す所は、卯年以來の困窮が今だに尾を引いている上に、その困窮が家中にばかりあらわれているという矛盾である。この意味では前述の「秘書」との比較において農村の捉え方が多少異なっている。つまり農村との対比において藩士困窮が前面に押し出されているという点である。

ところで、この意見書が何故藩主に直接提出されなかったかであるが、これは、菊池・赤石と牧野との関係の結果と考えられる。

牧野左次郎恒貞、若きより赤石安右衛門、菊池寛司と心友なりしか、曾て三角の灯鉢を拵寒夜三人打寄毎に深更まで時事を語り合しとぞ、⁽²⁷⁾右の史料がその関係を最も端的に示していると考えられるが、本書中でも牧野は「尊兄」として扱われており、「心友」の間柄であった。つまり、用人職にある牧野へ提出することによって藩主への影響力を期待したためと考えられる。

そこで本書の提出年次の確定であるが、寛政二年五月二〇日信明帰国、同年六月三日牧野を用人に登用、翌三年正月二八日赤石を郡奉行（勘定奉行兼帯）、菊池を勘定奉行（郡奉行兼帯）に登用、そして信明がこの意見書の内容を牧野から伝えられた時に、土着については、「予が明年下向せん迄能々考へて申出る」と述べたとされている所から、寛政二年八月、牧野へ提出されたことができる。⁽²⁸⁾

藩政との関連で問題となるのは、寛政二年一〇月の土着令への影響である。天明四年令、寛政二年令、同四年令とを比較する時、二年令は天明四年令と本質的に近いものであり、菊池、赤石の手によって断行された寛政四年令とは内容的にかなりの段階差が見られる。⁽²⁹⁾この意味では直

接的影響力を持ったとは言いがたい。しかし、「寛政の御改革ハ御仕向と唱へ、此主任たるハ専ら牧野左次郎、赤石安右衛門、菊池寛司、御家老にて専ら主張せしハ大道寺準人也⁽³⁰⁾」とあり、また一〇月段階では牧野、大道寺がその職についていること、および赤石、菊池が意見書をまとめる段階でこの「四人して相談⁽³¹⁾」していることから、両人の意見が牧野・大道寺に一〇月令時には浸透していることが十分考えられる。

従ってここでは、寛政二年一〇月令を同四年令の布告として捉えた上で、天明四年令を再確認したものと位置付けたい。そして寛政三年一月の赤石、菊池の登用をまっぴら同四年令布達に本格的に取りかかったとしたい。従って天明四年から寛政二年までの六年間においては、土着策が藩の主要な政策として取り上げられていなかったといえる。

以上より本書の藩政上の位置は、所謂寛政改革の理論的根拠として主要な位置にあったといえる。寛政一〇年五月二十七日土着廃止令が出され、「御仕向破却⁽³²⁾」の前後相ついで牧野、菊池、赤石が御役御免を命ぜられたのはこれを端的に物語っている。

(二) 藩士土着の必要性

本書は、前述した史料で見たように、近年の状況を二、三年も差置けば取り返しがつかなくなるといふ危機感から、「国家御永久之御手段」を立てなければいけないとして書かれたものである。この場合、「入を計て出を制する事」を基調として「大省之法」を立てるべきとしている。そしてこの「大省之法」を成就するためには、解決しなければならぬ三つの弊害Ⅱ「道尔叶不申」事があるとしている。①定免制、②両都銀

主への藩財政の依存、③藩士の奢侈的生活の三弊害である。そしてそれを除くために土着が必要だという論理展開を示す。これらの弊害は当時の状況認識からくるものであるが、まずこの点を検討し土着が必要とされる必然性Ⅱ土着の有効性へと入っていきたい。^(ママ)

①は、「貞享年中御郡内御新検御改被仰付、右有面御取立御改丹で定免之御取ケル被仰付」れたことであるとす。これは次の三点において弊害とされる。

(ア)、定免によって「百姓江過分之有余を御付被遊候て作徳之分ハ悉被下置」ることになる。そして、それによって生じた「富ハ奢之生る処ニ而自然与奢之風俗尔至」ることになり、「終尔不足ニ相成、百姓持抱年賦質入杯与申義相初里、又ハ立増米与申を銀主江相渡申候ニ付、誠ニ重年貢之様相成、百姓益困窮」していく。つまり「国家之根」である百姓の困窮を導くという点における弊害。

(イ)、定免が「御仁政」ではあっても、百姓は年数を経るにしたがい、その仁政を忘れ「不作を申立、御検見を受候様耳相成」る。役人もまた後役になり次第「最初之御詰要不存故、申出次第検見被仰付候様相成」り、引いては「少し之不作茂広大尔申唱候て色々手段を以て上を歎き候様ニ相成」る。つまり、百姓不正による検見引を導くという点における弊害。現在は最もこれが甚しいとしている。

(ウ)、定免制採用以来「既ニ百年」になっていること。つまり、「地面与申者ハ爰耳減して彼尔生し申物」であり、従って田位の「上中下共ニ様々変化」している。ところが「上田之下田尔相成候分ハ位下ニなり其度々申立、無止事吟味被仰付候へハ相違も無御座候ニ付申立之通り被仰付候、

然処下田之上田耳相成候分ハ位上申立与申義無御座候」という不合理な結果をもたらすことになる。従って収納高が減少していくという点における弊害。天明三年以前の段階で既に「全体五万石位之御減石」になっているとしている。

以上が定免制採用の弊害であるとし、結局の所検見取に復せよとしている。これを天明三年以来の領内状況との関連で考える時には次のようになる。

(天明七年)

今年豊作ニ相納り米尅俵廿三四匁ニ而殊ノ外世上賑々敷、諸色高直ニ候得共諸民村々外花見を好み諸品相調候間、商之有之事夥敷町々も繁昌相成申候、諸職人並日雇取も弥払底ニ而、猶在方仮子之儀ハ上ニ付三百目余夫より式百四五拾目、以下小者等迄式百目内外御座候、誠ニ加様之賑々敷事へ前代より多く有間敷候と思ひ候なり、只々御家中方而已御難儀被成候而何共気毒ニ思申事ニ御座候、

つまり、天明六、七年の豊作によって「世上賑々敷」と「御家中方而已御難儀」という対照的状況が生じたということは、廢田による仕付高の不足や、人馬死亡による耕作力の減退がもたらしたものが、藩財政の窮乏ではあっても、百姓・町人の困窮ではなかったということである。藩財政の窮乏によって扶持米が天明六年には百石に付四五俵渡しになる一方で、年貢諸役免除の農民優遇策や土地の混雑に乗じた隠田畑等も手伝って、農民は着々とその再生産を拡大してしたのである。従って検見制をこの段階で出したことの意味は、土地把握による年貢収奪の強化を意味している。寛政二年一〇月、土着令と同時に、「凶年之備糶」を名目として「百姓高十石ニ付米三斗分、此糶五斗ツツ組切相貯置」⁽³⁵⁾けという、

「十石三斗米」の復活を実質的に意味する口達が出されたことは、年貢収奪強化への志向性を象徴的に示していると思われる。この意味では、従来寛政改革の一眼目とされてきた備荒貯蓄を、収奪再強化に置きかえてもいいと考える。備荒貯蓄は裏を返せば、「刈辰兩年の凶荒に人民多く亡失せる事を公深く憂ひさせ給ひ、嘗て義倉の事を思召せども、大飢の後未だ万民力の足らざる、此事を行ひなば民の堪ぬ事も有ぬべし、今兩三年を経て年穀豊になりなば、敵に此法を行ふべし」という藩主の言葉にある様な農民生産力の拡大を背景としたものであったからである。従ってこの点において、宜応が三民の困窮打開を土着の「徳」として打ち出したのはおのずから土着の持つ意味が異なっている。菊池・赤石が牧野・大道寺と「四人して相談」した時に、菊池が「先、急速には在方有徳なる者ハ廢田開發すべし、作取に申付ると触置随分開發致させ、其上御家中諸士も開發さすべし」と述べたとされるのは、土着が単に廢田開發の補充源として意図されたものでないことを示しているのである。

②は、両都銀主からの借財によって当座を凌いでいるという点である。この借財が何故「国家御永久之御手段」を立てるのに支障となるのかは次の説明によって知られる。

御貸入高多御座候ニ付其方江御返済又御貸入被遊候事故、利足ニ利足ハ附候而全体幾度も〳〵同し道を行うことと、全く本道江戻申候義無御座候様奉存候、誠耳御収蔵ニ利足を付差遣また夫を利足を付借用いたし道理ニ而御座候、

つまりこの結果、「全体御収蔵利足斗ニ相成」り、藩財政そのものの計画性を欠き、財政基盤を破却させることになるからである。そこで菊池・

赤石は、「大省之法」の前提として「相当之法」（左表）を立て、その遂行のために「御借金之分多少共拾ヶ年之休年」を銀主へ申渡し、「往々御有之内を以て段々御返済被仰付」るべきとしている。そしてもし「公事訴訟」になっても、「御家中土着仕候間右之内御休年被仰付候趣」であるのだから「天下江押出候而茂一点之御瑕瑾無御座候」としている。殊更ここで「天下」を持ち出したのは、領主的危機段階の深刻化が土着という形態をとらせうるといふ論理的背景のあらわれであると思われるが、借金休年案はそれ自体として完結性を持つものであり、むしろ土着展開の布石として捉えられるべきものである。この意見は実際に現実化し、「寛政三年二月の初より新令を発し、両都へも其預けられる役々を登せられ、御借財を先三ヶ年の間休年にすべき旨⁽³⁸⁾」をことわっている。

「相当之法」

惣高	117,000石余	「無検見之積」
内扶持高	35,140石余	惣人数 2,945人位
内検見引四歩		
残収蔵高	48,000石余	
内 江戸詰合扶持高	10,000石位	
残「正之御当用方」	38,000石	18,000両位に相当

③は、諸士が素朴を忘れ、「万事繁多ニ相成、其当る所多くて無用之費多」くなり、それにつれて役職に専念することもなく因循姑息になつている点である。そしてこのような諸士の風俗の影響によって「四民之人情一統類敗ニ及候而、奸智奸曲利欲を以て恣ニ仕候風俗」になり、果は「賄賂之路并依怙鼻負、讒諛」のはびこる世上となり「国家永久之御手段」を立てられなくなるものだと思われている。すなわち、領主階級の階級的結束が崩れると同時に、それが三民にもおよび国家としてのまとまりを欠くという点を言ったものである。

さて、以上三点が、国家再建、国家永久のための桎梏となつていくとするわけだが、これが除かれぬ場合には、「万々一変之至や不可知凶歳兵乱」などに会つた時に何ら対応ができない状況に陥るとし、寛政元年の松前騷擾を取り上げてその危機意識を煽っている。そこで「九年之貯なきを国危しといふ、三年之貯なきハ国非ニ其国」といふ古語を根拠として「御永久御立直ニハ……大省之法ニ無御座候而ハ全被行不申候」と展開することになる。そしてこれが「相当之法」を基本として「入を計て出を制する事」を完成するとしている。つまり、収奪強化可能な農村状況と「素産遊食」化した藩士をどのように処置するかという課題への対応が、この「大省之法」であり「相当之法」であつたわけである。これによって「一年切爾漸々爾御凌相立」てきた世帯を永久のものとする事ができるとしている。

そこでこのためにはどうすればよいかであるが、ここに「人無ニ常之産ニ則無常之心」、放僻邪侈之意所^レ発也」といふ古語をひいて、「大省之法御行被遊候ニ者士土着被仰付」れる以外はないと展開している。

従ってこの意味では国家再建の道を藩士の「常之心」回復に求めていると言っても過言ではない。ここに論理の飛躍が認められるのだが、一方では、この意見書においては、弊害の③が最も重視されていることにもなる。つまり、藩土自身の再生産が可能な所に国家としてのまとまりを見い出そうとしたのである。この後、牧野左次郎を中心として藩校設立が具体的日程にのぼるのだが、この意味では、土着による藩士の「常之心」の回復は藩校設立の意図とあながち無関係ではないと言える。宜応の段階に比較すると、土着の必要性は藩士財政の再生産を最も強調する段階へと移行したと考えられる。そしてこの背景が天明六、七年以降の「世上賑々敷」状況にあったことは既に述べた通りである。

(三) 藩士土着の内容

菊池・赤石の土着に関する記載は、土着の「益分」、土着の方法・手順、関連事項の三点に大別される。

土着の「益分」については、藩政全般にかかわるものが十一ヶ条、藩士個人の「益分」が五ヶ条あげられている。ここに「銘々之益分」として特に別記されたのは、これまで考察してきた理由によるものであろう。さてその内容であるが、藩政にかかわるものは宜応の意見書と大差はない。荒田開発・帰農等による藩庫増収、軍役確保、諸色下直、奢侈矯正、治安警察等である。特に注目されるのは、在方役人・庄屋・五人組等の関係において、彼らを指揮監督することができ、「好悪・依怙臆負」をやめさせることができるとした点である。これは、土着による農村への吸着の強化を意味し、収奪強化とともに農政機構の弛緩を是正する意図

を有するものと考えられる。そしてこの点は「銘々之益分」において、百姓との関係でより展開している。

百姓が直ニ手取仕候ニ付万事自由、殊ニ朝夕手前田地共手入旁迫見分いたし置候ニ付、百姓検見杯之節奸計相止彼是と弁理宜、

右の示す所は、百姓不正を根絶とした収奪強化である。藩士を村毎に数名ずつ割り付ける形態をとらずに、知行所在宅の形態をとった理由もここにあると考えられる。つまり、菊池・赤石段階の土着の「益分」とは、給人アウタルキーの確立と、年貢諸役の収奪強化（＝「万事自由」）によって、「入を計て出を制する」理が実現しようという点にあったわけである。右の意味において土着は極めて強固な農村支配を目指したものとすることができよう。

次に土着の方法・手順であるが、「御仕向大都目録」として次の六ヶ条があげられている。

- 一、式百五十石以下御目見以上土着可被仰付候事、
- 一、村割被仰付其村百姓が直ニ取ケいたし候様可被仰付候事、
- 一、居村之分者当分百姓宅之内貸候而住居可被仰付候事、
- 一、御家中引移方三ヶ月位ニ不残引移可申候事、
- 一、引移之節百石ニ付人足五人馬三疋位ツゝ割付可被仰付候事、
- 一、御手当百石ニ付老實目位被下置候事、

右の六ヶ条は、寛政四年令において多少形を変えつつも基本的には同様の趣旨で布達されている。³⁹⁾これによれば、その規模は「大都千式百人位」であり、「村数ハ百ヶ村余ニ付、大郷者三四人位、小郷ハ壹式人位」になるとしている。従って数人の給人による直収納が一村において展開す

ることになるが、この給人の年貢徴収権強大化方向については、「百石ニ付百姓式人位被仰付可然候、尤半知之積」として給地百姓の内容を規制し、しかも各人の手作りを見込んで「半知」にすべきとしている。この「半知」は、後に廢田開墾地を各自の給地高に加える事を前提にしていると考えられるのだが、所謂借上と違い減祿を意味する所から問題を「含む」ことになる。結局寛政四年令では取箇を六ツ物成から四ツ物成にする事で落ち着いている。

ところでこの六ヶ条で最も注目すべきは、第一条目であろう。土着対象者を明確に限定したことである。しかもこれと同時に目見以下の約一六九五人位を「無止事者差除き残りハ悉皆半知被下置無勤ニ被仰付、在方江引取荒田開方勿論之義、村所ニ手引近付も無之分者御家中土着之人數之家来又ハ在方仮子若勢ニ相成、農業江粉骨を尽」させよとしている。勿論これもまた、「荒田開墾いたし候心懸之者ハ段々開墾之内御給分程其村所ニ而百姓付被仰付候」としている。これは次のような理由によっている。

当時甚以人不足ニ而田畑手入情力届兼候ニ付、上如何様共御省略被仰付、全体国之根を強する之術を御取建被仰付度候、御目見以下小給之者ハ租繳を常ニ馴居中候ニ付格別可然奉存候、

つまり、目見以下を「片付」けることによって、「大省之法」、「相当之法」の一端を担わせ、同時に彼らを開墾主体としているのである。従って二五〇石以上、二五〇石以下目見以上、目見以下という位階制を土着によって形成し、これを専ら目見以下の労働力によって支えようとしたことになる。上級家臣の下級家臣への負担転嫁と換言してもいいだろう。

なお、これら階層の設定の背景に、貞享以前の小知行派が念頭にあったことは想像に難くない。

次に土着制施行に当たったの関連事項であるが、土着に必要な新たな役方の設定と、土着によって不必要となった役方、および職務内容が軽減された役方等の整理（「省略」）、統合が示されている。一々取り上げる程ではないが、前者については土着策展開においてしばしば令達される諸項目を含んでいるために簡単に内容を整理しておく。(ウ)知行割・百姓割・人足馬割と城下から知行地までの遠近の關係、(ハ)弘前城下割、(ニ)役屋敷・在府長屋〓勤番、の三点である。特に(ウ)は、領主階級内部で家臣がその存在意義の一つとする勤番が、土着によって不必要となる可能性を個々の藩士に意識させるために、特に注意を要する問題であった。後者で一つ注目したいのは、土着から極めて必然的に導かれる問題であるが、「勘定所郡所町奉行所一所ニ可致事」という点である。特に勘定所と郡所の一体化は、藩土再生産が知行所在宅による地方知行〓年貢直収納形態をとるために、地方割、および農民支配が非常に密接なものとなるからである。菊池・赤石がともに両奉行を兼常したのは右の点によるものであり、従ってまた土着は勘定・郡所機構に最もかわる問題であったと言えるのである。(41)

四 「管見策」―手塚玄通

本書成立年については、その末尾に「干時寛政年中」とあるだけでわからないが、「先年初而御入部之御砌」とあることから、九代寧親の初

入部（寛政四年五月一七日）後の意見書と考えられる。先に述べた二冊の意見書のように、これがどのように藩にとりいれられたか、および手塚玄通（内容から儒学の素養をもった医者と考えられる）なる者の存在が藩内においてどのようなものであったかを知る史料が見当たらないために、ここでは簡単にその内容に触れておくに留めたい。しかし以下見るように藩士土着に関する内容は述べられてはいないものの、藩政の方向付けは前二者と大きく異なるものではなく、この時期、問題とされ課題とされた諸点を明確に見い出すことができるのでとりあげる。

本書の基調は「嚴重聚斂を禁して国利を民と共尔致」すという点であり、一八項目にわたって、それぞれ関連させながら総合的に論述している。多岐にわたる内容ではあるが、①風俗矯正、②本業遊離傾向の是正、③両都銀主との関係遮断の三点にまとめられる。

①では、士農工商の区別が最も問題とされている。特に武士階級の窮乏化、商人の経済的優位化、農民の遊民化等により、一方では奢侈を競い、他方では本業を離れる傾向が生まれている。従って、まず儉約をそれぞれ階級、階層に適合した形で徹底させることによって貫徹すべきだとしている。つまり、家臣団内部での位階制を明確にし、しかも極めて儉約した形で打ち出し、それを農工商レベルまで順次下げることによって全体的な奢侈禁制をはかるべきだとしている。「貴賤尊卑の等不明、士農工商之差別薄く上下混雜之姿ニ相成風俗蔓愆^(マ)」しているのは、奢侈の横行がその原因であり、階級的区別を厳格にすることによってその奢侈を制禁しようとしたのである。

②は、①の中で顕現化した本業遊離傾向を本来的姿に戻そうとしてい

る点である。すなわち、天明飢饉後の「人民多死滅仕候故末作も相成、本業之民ニ釣合不申、其上米穀至て下直にて諸色高値ニ御座候ニ付、農民小者兎角末作ニ移りいよ、遊食之者のミ増長仕、年々田畑荒れ、又ハ不手入ニ相成候とも開方相見得不申御用耗亡ニ相成」った状況をうけて、家業を嚴重に規定、統制していくことが肝要であるとする。

弘前ハ申ニ不及海浜在方ニ至迄、是迄之家業ハ嚴重ニ御改之上御内惣人民ニ釣合候否之儀与得御詮議被仰付、其上多少家業も御座候て何家業何程と申儀御調被差置、何れも家業望之族何月何日迄申出候様弘前両浜へ一統御触流し被仰付、右期日迄家業不申者并毎用之間民小者まで無御用捨人別調方被仰付、在方ニ御移二拾四ヶ組之内田畑御割被仰付、右之内老人又ハ婦人等にて所詮農業ニ移り候とも不益之者可有御座候間、是らハ日雇又奴婢妾ニ御片付被仰付候ハ、雑人小者も多く相成候ニ付、日雇取又ハ奴婢共ケ様ニ不自由仕間敷候、然ハ在方へ御移被成候者其人数相応之農具并初年之秋収納之時節込夫食菜錢等之御手当被仰付候ハ、大都考量仕候所農民千戸を増可申候、左候ハ、一戸十人役ニ積候而も二百万坪開発ニ相成可申候、其上右之者とも手馴次第二三年之内ニ五六万坪之御益ニ相成可申、

つまり、家業改、人別改によって弘前や九浦に滞留した人口を、領内における適的な分業体制構築という総合的見地から振り分けるといふ計画的帰農令であり、不足がちな日雇・奉公人の解消策であるといえる。

特に、日雇・奉公人に女・老人を当てるという見解は、天明飢饉後の農村が、女がちになって⁽⁴⁾いたことを反映しており、それだけに労働力の在

方への導入が緊急の課題となっていたことを示すものである。「御府庫ニ充滿ニ仕居候とも御郡内孕居候米穀財物沢山ニ無御座候而者、御大事之場合ニ者御家中御扶助而已ニて三民の備までハ相成申間敷候」とし、従って「聚斂程国家第一之御損ハ無御座候」と、繰り返し手塚玄通が述べる所は、言うまでもなくこの聚斂が天明三年の凶作を大飢饉ならしめたという認識に立つものである。ここに「御仁政を被為布候ハ、三民富立ニ相成、御郡内貸財米穀豊饒ニ御座候ハ、万一凶年飢歲ルテ」も凌げるとし、このために「本業之民ニ鈞合」うような総合的な視角から、四民の規模・内容を徹底すべきとしているのである。「牧馬御取立之事」などはこの見地から主要な課題とされていると同時に、この期の農業形態をよく示している。

③は、これが最も強調されているところであるが、両都との関係を断つこと、つまり、廻米をやめ、地払にすることによって藩財政の悪循環を防ぐことである。

ここでは、「執政有司之重きを以商家之輩ニ腰をかゝめ……匹夫之機嫌を伺なため申入」れるということは、「御家中廉恥之妨ニも相成、誠ニ以浅間敷」ことであるという賤商観を基調としている。そしてその背景には「凶年以来御収納莫太之御減石」のため、廻米が「御心当々ハ多分相違ニ相成候ニ付、両都いよ／＼利柄を握り色々の難事を唱へ、尊慮を奉欺己か利徳のミ取扱、御借方子ニ子を生し追年いよ／＼以苟且尔相成、相應之御廻米御差向被成候とも、商売之者共手術を以仕向をくるハせ候故、借金ニ引足り不申様相成申候」という状況があった。つまり両都銀主への経済的従属は、廻米を続ける以上決して逃れ得ないものとなっ

ていたのである。

このことは、具体的には次のような当時の津輕藩の廻米をめぐる動きの認識の中から出されている。

すなわち、廻米自体は「御公務初め御常用等ハ何程御省略被遊候とも御規数も御座候ニ付、不得止事候所ハ前後被顧候事相成不申、御収蔵底を被為払御登せ被遊」ているのだが、今の廻米を察するに、「高半ハ御旧借尔引落し、右余分斗御返済之部ニ相成候ニ付、折角御辛勞之上御登せ被為遊候御廻米、年々御当借分斗へも御滞之訳ニ」なっており、「其上御要用分も快く出銀ニ無御座候而……漸々別取組出来被成候ても、御借出之内御当借借金へ引落し、又ハ御利分上等之部ニ相成、譬へ老万両之御借金ハ漸々六千両も御手ニ入候哉」という状況認識があったのである。

従って、この期の廻米は、借金返済の手段であると同時に、借金申入れの手段でもあり、藩財政そのものが借金によって賄なわれている状態であったと考えられる。まさに、「御収納を以無底之淵ニ被捨候事際限も」なかったのである。

さて、この様な財政危機に直面して手塚玄通が注目したのは、「両都御蔵元出銀方事六ヶ敷相成」っている点であった。つまり、蔵元からの借金が困難なこと自体藩財政の存立にかかわることではあったが、逆にこの関係を断ち切るためには「一度難得申候御時節」と考えたのである。

そこで彼は、「当年ハ十ヶ年之内両都不残御休年之義御借金方へ御断被仰遣、御収納不残地拂被遊」べきだとし、以下「御廻米御不益之筋、地拂御国益之趣」について述べることになる。その主な内容は次の三点

にまとめることができる。

(7)、廻米による「斗減運賃海難上乘等之費（他に諸役人の逗留費、蔵払時の不正―筆者注）差引候得ハ、御国浜出式十匁之積ニテ壹俵ニ付六匁六分八リ宛^{（厘）}之違」が生じ、これを「例年之積を以御廻米高四千石以算勘」した場合には、「江戸表御常用之半ニ者相届可申」こと。

(イ)、地払^{（厘）}浜出しのことであるから、「他邦之商家米穀を望候者ハ空舟

ニテハ向き不申候ニ付、木綿小間物ハ申不及、其外国々之産諸道具ニ至
*積入着岸仕」と考えられるため、当藩としては、「米穀繰替ニ相成候ニ付、……御国より金銭出不申一年毎ニ米穀を以永久之宝」となり、

また「他邦金銭を御邦内へ入り孕」むことになる。従って「海辺之繁昌申不及、諸色運賃等迫一同通用も開き御郡内之賑々敷相成」ること。

(ウ)、廻米が収斂を結果し、従ってまた飢饉をも導いていること。

以上であるが、しかしながら、このためには収蔵高がある程度なくてはならず、「当時之御収蔵八万石内外」の状態で、しかも「御家中御渡方本地ハ勿論之事四ツ成渡ニ仕候而も御家中斗も六万四五千石も」見込まなければならぬ。結局ここに至って再び、前述(11)・(12)の点を強調することになっている。

おわりに

さて、以上三冊の意見書を分析してきたのだが、提出者や時期的問題などから一概に共通点を引き出すことはできないものの、次の諸点を確認してまとめたい。

(7)、卯年飢饉後の諸問題が寛政改革の直接の課題となっていること。
(イ)、そしてその課題は、主に藩財政の再建にあり、ここに土着の必要性が打ち出されていること。

(ウ)、この場合、土着は明暦以前の給地在住の地方知行に戻すことを意味し、これによって藩士財政を藩財政から一定程度自立させることが主眼としてあったこと。

(ロ)、および、人・土地移動を背景とする農村支配の再編と、人口激減・廃田増大を背景とする耕作力の増大化も同時に目ざされ、特に寛政以降は収奪強化の側面から、前者の比重が大きくなったこと。

(オ)、藩財政の最大の桎梏として両都銀主への依存が確認されるものの、生産力の拡大以外これを凌いでいく方法がないこと。

(カ)、従って、山や、諸産物の開発、育成の方向が設定されると同時に、藩専売が志向されたこと。

(キ)、以上の諸点は、四民の業が錯綜し、また諸民困窮の状況にあって、藩国家としてのまとまりを欠くという領主的危機意識を強く反映したものであったこと。この場合特に、家臣国の素産遊食化が階級支配を弛緩せしめていると考えられていたこと。

(ク)、以上より、土着策は当時の諸課題をあらゆる方面から解決しうる可能性を持った政策と考えられ、従って寛政改革の原点であったこと。

以上八点が確認できるが、これは中後期の諸課題と寛政改革の内容が、当然のことながら密接に結びついていることを示しているのである。

註

- (1) 「佐藤家記」(みちのく叢書『津軽歴代記類上』二四〇頁)。
 - (2) 浅倉有子「家中軍役規定の改変と蝦夷地出兵」(長谷川成一編『津軽藩の基礎的研究』)。
 - (3) 「遠眼鏡」寛政三年一月条(みちのく叢書『津軽藩旧記伝類』二四四頁)。
 - (4) みちのく叢書『平山日記』寛政三年条、四七五頁。
 - (5) 「弘前藩庁日記」寛政三年八月二八日条。
 - (6) 藤田小三郎家「家記」天明四年条。
 - (7) 「同右」、天明三年条。
 - (8) 「老譚」天明三年九月二六日条(『津軽歴代記類』二三五頁)。
 - (9) 「津軽日記」天明四年八月二〇日条(『同右』、二五三頁。他に四ヶ条ある)。
 - (10) 藤田小三郎家「家記」天明五年三月条。他に四ヶ条ある。
- (11) 寛政三年五月段階において一ヶ月間の城中講釈は左表のようになっており、藩校設立は具体的行動を待つのみとなっている。

場所	武芸見分日		医書	兵書	儒書		科目					
	評定所	8月6日・11月6日	3月6日・5月6日	9日・19日・29日	5日・15日・25日	17日・22日・27日	2日・7日・12日	定日				
			北岡太本	伊藤春益	手塚玄策	横島勝右衛門	岡本兵馬	貴田孫太夫	唐牛大六	竹内彦太郎	山崎函書	講師

『津軽歴代記類』寛政3年3月24日条、P284。

「弘前藩庁日記」寛政3年3月22日、同5月7日条。

以上より作成。

(12) 藤田小三郎家「家記」天明四年三月一七日条。

(13) 東北産業経済史第五卷『津軽藩史』二四頁。

(14) 岩見文庫、請求No. G 304 1。この他にも写があり、一般に「存寄書」と称されている。四百字詰原稿用紙六〇枚程度の量である。本章で注記のない引用史料はすべて「秘書」による。

(15) 「毛内氏由緒書」(『津軽藩旧記伝類』二二三頁)。

(16) 浅倉有子「津軽藩宝暦改革の諸段階と特質」(『歴史学研究月報』No. 三三七)。

(17) (15)に同じ。

(18) 「毛内宜応筆記」(『津軽藩旧記伝類』二二三頁)。

(19) 「要記秘鑑」(御家中在宅御触)天明四年二月二八日条。内容については拙稿Ⅱ参照。

(20) 天明四年時の領内状況を踏まえつつ、次の六ヶ条が述べられている。

- 一、御政道之御本源を御正シ可被遊候事、(御脱力)
- 一、下江信を御示可被遊御事、
- 一、御賞罰御正シ被遊度御事、
- 一、風儀御正シ被遊度御事、
- 一、民情普く御深り被遊度御事、
- 一、民心を安候御政道被差立度御事、
- (21) いずれも条目のみである。
- 一、農事之本を正し候得者早溢之憂無御座候之御事、
- 一、年を不経して凶年之御備を有する御事、
- 一、兵を強し隣国之志を得る御事、

一、御石教御定之御事、

一、金米銭融通之御事、

一、民に産業を教る御事、

一、諸山御取立被遊方之御事、

一、廃田御取立被遊方之御事、

一、田畑仕付方厚薄之御事、

一、五穀を以融通仕候御事、(ママ)

一、常免之御事、

一、他国之金銀を入候而御郡中より出不申候被遊方之御事、

一、諸色相場相定之御事、

一、九浦御締り被遊方之御事、

一、諸湊繁昌仕候被遊方之御事、

(22) 『津軽史事典』七九頁。

(23) 寛政七年三月調査の「御家中在宅之族村寄」によれば、平賀庄の内、

大光寺・尾崎・猿賀の三組が土着地からはずされている(拙稿Ⅱ)。

藩の財政基盤確保のためと考えるが、宜応の建策との関連はつかめないものの、同様の意図があったものと考えられる。

(24) 「土着之難」として条目のみが掲げられている。従って土着制施行の天明四年段階での諸状況を含めた可否については論じがたい。しかし以下の項目を見た場合、拙稿Ⅰで指摘した飢饉直後の状況が如実に示されていることがわかる。また、当然ながらその「徳」を説く中では、一言もこれらの状況は触れられていない。

- 一、君創業ニ身を置事不快、
 - 一、人情騒立、
 - 一、勝手不勝手、
 - 一、好不好、
 - 一、婦女子大キニ憂、
 - 一、馬不足、
 - 一、農具不足、
 - 一、飯子不足、
 - 一、御手当金、
 - 一、在々家作、大工不足 材木不足、
 - 一、地面上下割方甲乙、一所ニ而者不足不好荒地、
 - 一、小給者勢力不齋
 - 一、老幼、
 - 一、余力之者過分耕作、
 - 一、不及者ハ不足、
 - 一、怠る者、
 - 一、組子放、附地不都合、
 - 一、官立様、
 - 一、商家之制、在商制、
 - 一、弘前屋敷新割、
 - 一、惣而弘前御立直、但御廓内共、
- (25) 拙稿Ⅱ、三四七頁参照。
- (26) 岩見文庫。請求No. KG 3046。この他にも写がある。四百字詰原稿用紙

- 四五枚程度の量である。注記のない引用史料はすべて「寛」による。
- (27) 「喫茗雑話」(『津軽藩旧記伝類』二四七頁)。
 - (28) 『津軽歴代記類』二七六～二八三頁。尚、浅倉氏の長谷川成一編前掲論文では、同書の成立を寛政三年か四年としているが誤まりと考へる。
 - (29) 拙稿Ⅱ参照。
 - (30) 「佐藤家記」(『津軽藩旧記伝類』二四五頁)。
 - (31) 「遠眼鏡」(『同右』二五二頁)。
 - (32) 「下沢氏抄録」(『同右』二五四頁)。
 - (33) 『平山日記』天明七年条、四四六頁。
 - (34) 「弘前藩庁日記」天明六年十一月一日条。
 - (35) 「斎藤長門旧記」(『津軽歴代記類』二七七頁)。
 - (36) 「無超記」(『同右』二七八頁)。
 - (37) 「遠眼鏡」(『津軽藩旧記伝類』二五二頁)。
 - (38) 「老譚」(『津軽歴代記類』二八三頁)。
 - (39) 拙稿Ⅱ参照。
 - (40) 浪川健治「藩政確立期における新田開発の展開」(『弘前大学国史研究』六七号)。
 - (41) 土着以外に、次の八ヶ条が「追々可被差立御国政目録」として項目のみあげられている。
 - ① 貴、農賤、商事、
 - ② 貴、本行、禁、末作、事、
 - ③ 民役を減する仕様之事、

① 戸籍之法之事、

② 義倉石貯被遊方之事并米質之事、

③ 悪作不取心得之事、

④ 仕立山之事、

⑤ 諸産物本末之事、

右の中で、(㉔)(㉕)が具体的内容を含み、また中心的箇条であるが、いずれも寛政三年以降の政策展開の中で現実化している。人別調役、郷倉、山奉行の設置等がそれである。

(42) 市立弘前図書館郷土資料。請求No K 300 6。四百字詰原稿用紙四〇枚程度の量である。

(43) 一、御家中在町衣服制度之事、

一、御家中并三民孝悌を教醇厚之俗を勧る事、

一、棟梁を立廉恥之門を開き土風勧る事、

一、寺院風儀を可正事、

一、在方町方位階を改め可正事、

一、三民戸籍を明にし人別を改五軒組合を可正事、

一、遊食間民を改農事に従しむへき事、

一、在方小商人改差留農事に移し町家業を可正事、

一、藉田を廃し耆統農事勧る事、

一、両浜出入員数を正し奸曲を妨くへき事、

一、百工を正し虚器を制禁すへき事、

一、在方茂合出銀郡奉行印鑑通帳渡邪正を可正事、

一、町家出入馬員数を改多少を正へき事、

一、耆統融通を開き有無を通しむる事、

一、牧馬御取立之事、

一、耆統に女工を勧むへき事、

一、山林出入を制し仕立山を廃し可申事、

一、御收納地払之事并御家中食録を可正事、

(44) 拙稿一、九頁。

(青森県立田名部高等学校教諭)